平成２５年（フ）第３５号
山口市大内御堀172番地３
破産者　小倉　秀夫
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３号
福岡県宮若市四郎丸1295番地１、前住所石川県小松市福乃宮町２丁目92レオパレス荻104
破産者　春田　準一
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第９号
北海道北見市大正271番地３
破産者　福島　幸司
１　決定年月日　平成26年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
北海道北見市とん田西町239番地５ミキハウス201号
破産者　竹内　美和
１　決定年月日　平成26年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
岩手県久慈市栄町第32地割87番地９
破産者　米田　キヨ
１　決定年月日　平成26年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第１３４２号
横浜市磯子区中原４丁目４番５号　テラスビーライト208号
破産者　飯島　三郎
１　決定年月日　平成26年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８９２号
横浜市鶴見区生麦４丁目13番11―701号
破産者　木下　博之
１　決定年月日　平成26年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６８号
横浜市青葉区藤が丘２丁目37番地10　オトゥール藤が丘203
破産者　阿部　進介
１　決定年月日　平成26年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４８号
神奈川県茅ヶ崎市松浪２丁目８番16号
破産者　林　　淳
１　決定年月日　平成26年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２９号
横浜市保土ケ谷区月見台22番４号
破産者　宮永　彰夫
１　決定年月日　平成26年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７６号
横浜市保土ケ谷区明神台３番３―305号
破産者　五十嵐正勝
１　決定年月日　平成26年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９号
滋賀県長浜市新庄中町288番地４
破産者　前川　良一
１　決定年月日　平成26年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第９０６号
広島県東広島市黒瀬町丸山305番地６
破産者　堀江　郁子
１　決定年月日　平成26年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２３年（フ）第６３０号
福岡市博多区博多駅東２丁目５番37号博多ニッコービル７階
破産者　株式会社ワールドゲートカンパニー
１　決定年月日　平成26年６月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３９５号
札幌市東区北丘珠４条４丁目１番15号
破産者　株式会社渡辺鋳工所
１　決定年月日　平成26年６月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７６２号
札幌市中央区北12条西16丁目１番20号
破産者　株式会社丸和食品
１　決定年月日　平成26年６月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２８号
鹿児島県南さつま市坊津町秋目745番地、開始決定時の住所岐阜県多治見市市之倉町12丁目353番地の300
破産者　津田ヒサ子
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１号
静岡県賀茂郡西伊豆町一色454番地の12
破産者　有限会社川口工業所
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第７９号
愛知県江南市小杁町鴨ヶ池222番地
破産者　株式会社アイホク
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２９号
鳥取県鳥取市叶317番地１
破産者　株式会社東陽
１　決定年月日　平成26年６月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所民事部